

# 地方のスケートスポットはいかに形成されるか

——維新百年記念公園を事例に——

桑畑洋一郎

## 1 はじめに

### 1.1 問題の所在とその背景

本研究は、スケートボードを行う場である「スケートスポット」（以降括弧を外して表記する。また、文脈によってはスポットと表記することもある）がいかに形成されるのか、山口市の都市公園である維新百年記念公園を事例として、スケートボードを実践するスケートボーダー（以降スケーターと表記する）の参与観察に加え、スポットの管理者の動向の分析も交えながら、考察するものである。

2021年に開催された東京オリンピックよりスケートボードが種目として採用され、それに伴って社会的な注目を集めている<sup>1)</sup>。また、本研究が取り上げる山口市においても、山口市議会において、スケートボード専用の遊技場である「スケートパーク」を作ることについて議論が展開されるなど、社会的な注目を集めている。

特にこの、山口市議会における議論は、本研究の主題とも密接に関連するため、ここでかいつまんで紹介したい。まず植野伸一議員より、スケートボードは「若者の遊び場のニーズ」として適しており、また、「若者が集まり遊べる場所が少ない」山口市の実態に鑑みて、県の農業試験場跡地等の土地（再）活用とも関連付けてスケートパークの建築ができないかと質疑がなされた。それを受けて、総合政策部長より、「県との連携の下で検討を進めてまいりたい」と答弁がなされた（山口市 2022）。植野議員がこの質疑を行った背景には、

維新公園、それから中央公園等でも、やはり立て看板にスケートボードを禁止、あるいは夜はやってはいけないという看板を目にします。こういった若者のニーズに対して、やはりそういったことが思い切りできる遊び場というのが、私は山口市に一つ、一つというかあちこちにあれば、そういったところでの問題になっている騒音等を気にせずに行ける場をつくる適地としてそういうところはふさわしいのではないかという趣旨

があったと述べられ、つまりは公園でスケートボードをするスケーターが実態として存在しており、またそれが制限されているがために、そうしたスケーターの行き場の確保にもなるのではないかという趣旨があった（山口市 2022）。

以上のように、スケートボードというスポーツ自体への注目が高まり、また、競技ではない日常的なスケートボード実践の場を確保するか／しないかといったことが、山口市も含めた地方においても注目の対象となり始めている。

しかしながら、後述するようにスケートボードは、その起源からするとむしろ、スケート

パークのような専用の場の外で行われることが前提のスポーツである。この点について、スケートパークでスケートボードをすることと、パーク外の街中・ストリートでスケートボードをすることは意味が違うとするそのスケーターもいる (CINRA 2022)。あるいは、スケートパークでのスケートボードはあくまで練習であり、本番はストリートで滑ることにあるとするスケーターすらいる<sup>2)</sup>。スケートパークが作られればそれで良いということでもない。

こうした、スケートボードをめぐる社会的環境 (の変化) とスケーターの認識をそれぞれふまえれば、あるいは両者の間に齟齬が存在することをふまえれば、スケートボードと社会の他の成員とが「共生」(CINRA 2022) を図っていく上で、スケートスポットをめぐる何が起きているのか理解することは意義があることであろう。

ではスケーターはいかにスケートスポットを形成していくのか、その過程で他の主体といかに関わりを持つのか。このことを、山口市におけるスポットの1つである、維新百年記念公園を事例とし、考察することが、本研究の目的である。

## 1.2 本研究はいかなる意義があるのか

本研究は社会的にどのような意義があるのか。それはまずもって、本研究が事例とするものが都市ではなく地方のスポットである点に一定の意義があると思われる。

スケートボードを題材にした社会学的研究は、数は少ないとはいえ、これまでもいくつかある。田中研之輔 (2016) は、スケーターのエスノグラフィ的研究を通して、スケーターの生態を都市社会学・労働社会学的に描き出した。また海外に目を向けると、アーバンスポーツとしてスケートボードに注目し、スケートボードの実践が都市の意味を変容させることを指摘した論考 (Borden 2001=2006) や、スケートボードを実践しながら生きることの意味を分析した論考もある (Wheaton 2013=2019)。

特に本研究の関心に近いところでは、矢部恒彦 (2009, 2012) の論考がある。矢部は、東京都の公園に集うスケーターに注目し、スケーターの実践を通して、公園のありようが変容し、さらには都市景観が変容していくプロセスを描いた。

以上のように、従来のスケートボード研究においては、主に都市におけるスケートボード実践に注目がなされ、スケーターが日々行っている実践と、そこから都市が変容していくプロセスが考察されてきた。都市の住人としてスケーターを捉え、そこからスケートボードの実態を描き出した研究が積み重ねられてきたわけであり、これらの研究が特に都市社会学に果たした貢献は大きいと思われる。しかしながら、これらの研究においては、地方におけるスケーターと、そうした地方のスケーターの実践は見落とされてきた。これは、スケートボードが、アーバンスポーツすなわち都市型のスポーツと見なされてきたことを反映してのことであろう。このこと自体は妥当ではあるのだが、公園のようなスケートスポットが潤沢に存在する都市においてスケートボードを実践することと、そうではない地方においてスケートボードを実践することはまた意味が異なる。スポットの形成可能性において、都市と地方とでは大きな差異があり、ゆえに地方でスポットを形成していく際に実践されてい

ることは、都市で実践されていることとは異なる部分が多いと思われる。

この点において、従来の都市社会学的なスケートボード研究とは違う、スケーターの実践の意味を考察することは、意義があることと思われる。すなわち、スケートボードを通してスポーツと社会——とりわけ地方の社会——の関わりを考察するという点で、スケーターという地方に暮らす人々が行っていることと、そこから作り上げられる地方の社会を見ることが可能になる点に、本研究の社会学的な意義はあると言えよう。

## 2 基礎的な概念等の概説

### 2.1 スケートボードというもの

スケートボードは、例外もあるが一般には、木を何枚か重ねて作られた板（デッキと言われる）と、硬質ウレタンでできたタイヤ（ウィールと言われる）を、金属製部品（トラックと言われる）で連結することで作られているものである。

I. ボーデンによると、スケートボードの原型的な手作りおもちゃは1920年代末から存在していた。現在とは形が異なるとはいえ、スケートボードと呼ばれるものは1950年代中頃に市販され始め、アメリカ西海岸のサーフィン文化と結びつき徐々に広まっていった。現在とほぼ同じ形のもは1970年代中頃に作り上げられ、その後はある程度独立した文化として成立し——とは言えサーフィンをするスケーターは今も多いし、さらにその後登場したスノーボードとの共通点も多いが——、さまざまなスケートボードメーカーが誕生し世界中に広がっていった（Borden 2001=2006: 17-110）。

### 2.2 スケートボードの技（トリック）

スケートボードというスポーツの特性として、そもそもスケートボード用に作られたわけではない街の器物——ベンチや花壇、階段など——を技のために用いることも多い。ベンチや花壇を飛び越えたり、階段を飛び降りたり、あるいはベンチや階段の縁にトラックやデッキをかけて滑るといった技が多い。つまりは、スケートボードというスポーツの実践を通して、本来街や街の器物に付与されていた本来の意味とは別様の意味を付与していく性質が強く、そうした、街の意味を変容させる側面を有することも、都市社会学から注目されてきた理由でもある。なお日本における競技人口は不明である。

### 2.3 スケートボードが行われる場所

いかなる場所がスポットとなるのか、その詳細は本研究で後に分析していくが、スポットに求められる物質的な特性を大まかに言えば、第1に路面がコンクリートやアスファルト、タイルなどで舗装されており、第2にある程度の広さがあることであり、第3に人通りや車通りがそれほどないことである。第1の特性はスケートボードで円滑に滑ることが可能かどうかということに関わる。摩擦係数が高い路面では、ウィールがすぐに止まってしまうため、面白くないし危険も伴う。第2の特性は、スケートボードが、動きながら技をするこ

とに起因して必要とされる。技を行うための助走や、技を行った後の着地と滑走にある程度の距離が必要なため、狭い場所では難しい。第3は危険性の回避のためである。また第3の特性と同じ理由から、何かしらの囲いや、芝生のような緩衝地帯となるものによって囲われているがスポットとして好まれやすい<sup>3)</sup>。

また、上記の3つの特性ほど優先されないが、経験則としては<sup>4)</sup>、私的な場所ではなく公的な場所も好まれやすい。

## 2.4 集団性を持つものとしてのスケートボード

スケートボードは、スポーツそのものとしては、団体戦があるわけではなく個人的なものである。ただし、特にそれが競技としてではなく趣味やライフスタイルの一環としてなされる際には、他のスケーターと共に実践される性格が強く、実践のあり方としては集団性を持つものと言える。1人で滑ることもなくはないが、他のスケーターと一緒に滑ることを望むスケーターは多い<sup>5)</sup> (田中 2016: 71-8)。

またさらに、同じスケートボードを好む者の中にも、スケートボードのスキルや、その他関連する文化(音楽、ファッション)や、年齢等でスケーター集団の中にさらなる下位集団が生じることもしばしばある。下位集団同士が対立することは、経験則としては基本ないが、上記した様々な要素の近縁性に応じて、集団同士の関係性も規定されていく面がある<sup>6)</sup>。本稿で事例とする維新百年記念公園では、筆者の把握する限りこうしたことは起きていないが、筆者の経験則に基づく一般論としてはこのこともスポットの作られ方に影響を与えてくると思われる。

## 2.5 キックアウト

スケートボードをしていると、土地の管理者や、場合によっては警察からスケートボード禁止の指示が出されることがしばしばある。こうした、場から追い出されることを「キックアウト」(以降括弧を外して表記する)と言い、スケーターはキックアウトの圧力とうまく付き合いながらスケートボードを実践することが一般的である。なおキックアウトは、管理者の判断に基づいた運用によって生じることが多いと思われる<sup>7)</sup>。

## 2.6 維新百年記念公園

本研究では、維新百年記念公園を事例とする。維新百年記念公園とは、1963年(昭和38年)に第18回国民体育大会の主会場として建設された陸上競技場を基盤とし、1973年に開園した、山口市内に位置する都市公園である。現在は山口県をホームタウンとするプロサッカークラブであるレノファ山口のホームスタジアムも公園内にあり、面積は約45haの広大な公園である。管理は一般財団法人山口県施設管理財団が行っている。

維新百年記念公園にはスケーターが継続的に訪れており、特に記念塔付近にはほぼ毎日数名のスケーターがいる。つまり特にこの記念塔近辺が既にスポットとして形成されてい

ると言える。ただし、一度スポットとして形成されても、そこが永続的にスポットとなるわけではなく、思う形で滑りたいスケーターと、許容範囲内に留めておきたい管理者側との相互行為実践を通して、今後スポットとしての性質が変容していく可能性も大きい。なお、公園全体の俯瞰図を、本研究で以降用いる図が撮影された場所と合わせて示すと、以下の通りである。

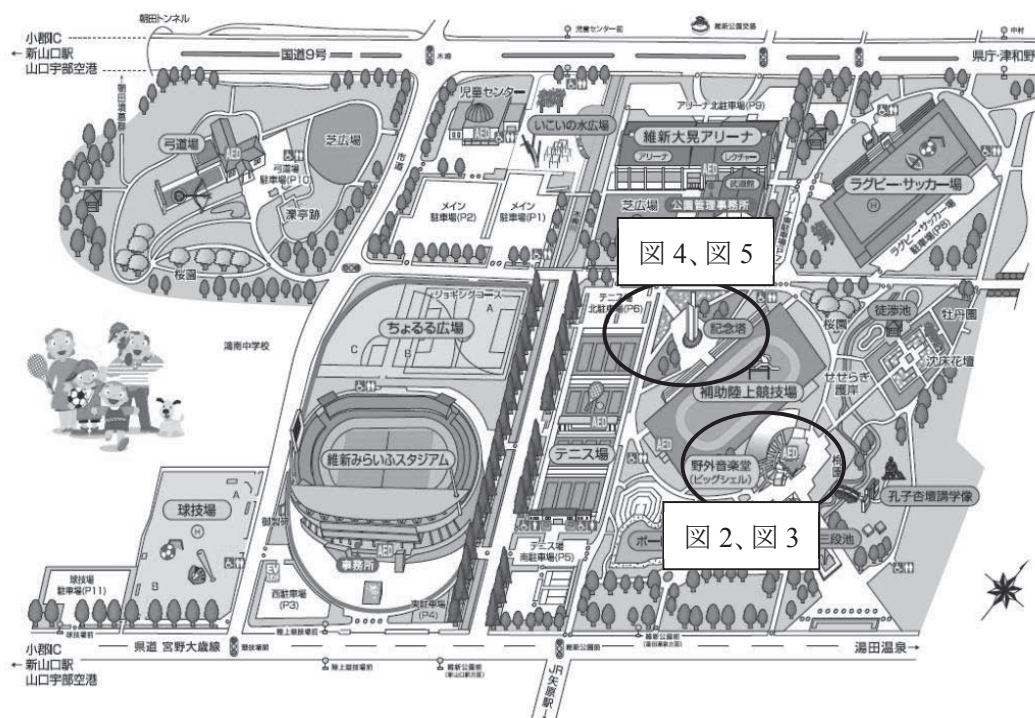


図1 維新百年記念公園俯瞰図（（維新百年記念公園 2023）を元に作成）

### 3 本研究で採用する方法

本研究では、維新百年記念公園を事例とし、そこがどのようにしてスケートスポットとして形成されてきたのか、筆者自身のスケーターに対する参与観察と、収集したスケートボード関連の貼り紙等の分析、管理者側の動向等を元に見ていくこととする。

参与観察については、2020年3月より現在も筆者自身がスケートボードをしながらスケーターの様子を観察し、会話を交わしている。筆者自身、17歳からスケートボードを始め、中断と再開を何度か繰り返しながら25歳くらいまでやってきた経験がある。その後15年ほど長い中断をはさんで、2020年からはスケートボードを再開し、同時に参与観察を開始した。貼り紙等の分析については、主に維新百年記念公園に掲示されたスケートボードに関わる貼り紙等をデータとして、そこに示されているメッセージを分析することとする。また、管理者側の動向については、山口県施設管理財団が公表している文書や、参与観察で収集された管理者側の発言等を分析することとする。

上記の方法の内、貼り紙についてはもう少し詳細な説明が必要だろう。本研究における貼り紙の分析は、貼り紙を「ソーシャルナビゲーション」として分析する研究（新垣・野島

2004)を参考としている。ソーシャルナビゲーションとしての貼り紙研究では、貼り紙に書かれた文字の意味そのものに加え、貼り紙がどういう経緯で貼られ、なぜそのように書かれたのかといった、貼り紙をめぐる社会的相互行為の分析がなされてきた。例えば、貼り紙に「電源コードを抜かないで」とあれば、我々は、文字通り「抜いてはいけないんだな」と理解し、それに加えて「これを抜く人が多いんだろうな」という推察も行われることとなる(新垣・野島 2004:251)。つまりはこの貼り紙は、コードを抜く人がいることを意味するのみならず、抜く人が多いこと、そうした失敗を起こしやすい設計になってしまっていることも合わせて喚起することとなっている。この点において、貼り紙は、貼り紙が貼られるに至るまでの人々の動きや、それに対する人々の認知を示す、ナビゲーションとして機能する。

同様に本研究で注目するスケートボードに関連する貼り紙も、スケートボードとスポットをめぐる諸情報を多角的に提供するものである。こうした前提に立ち、本研究においても、貼り紙がスケーターにとっていかなるソーシャルナビゲーションとして立ち現れ、それがスポット形成にどう影響したのかといった観点での分析も交えていくこととする。

## 4 分析

ここからは、維新百年記念公園を事例に、そこがスケートスポットとしていかに形成されてきたのか／されていこうとしているのかを見ていきたい。

### 4.1 空間的条件

既に述べたように、そこがスポット足りうるかどうかを左右するものの第1条件として、空間として滑りやすい場であることが挙げられる。この点において維新百年記念公園は比較的好条件であり、特に記念塔周辺は路面の滑らかさと平坦さ、空間の広さといった条件を満たしている。このことがまず、維新百年記念公園の特に記念塔周辺がスポットとされるに至った背景としてある。

ただし維新百年記念公園には他にもいくつかこうした条件を備えたところがあり、そうしたところでスケートボードをしようとしたスケーターも多くいた。しかしながら、後述する管理者側の動きによって、現在は記念塔周辺がスポットの1つとなっている。

### 4.2 器物の存在

維新百年記念公園には他にもスポット足りうる条件がそろっている。それは、2.2で述べたような、技をするための器物の存在である。例えば下図のベンチや階段がそうである。



図2 ベンチに残る技の跡と貼り紙（維新百年記念公園野外音楽堂付近。筆者撮影）



図3 階段とスケートボード禁止の看板（維新百年記念公園野外音楽堂付近。筆者撮影）

記念塔周辺の広場においても、記念塔の台座や記念塔そのものといった、スケートボードの技ができそうな器物があったことが、ここがスポットとして形成される際に影響したと考えられる。



図4 記念塔の台座に残る技の痕跡（維新百年記念公園記念塔付近。筆者撮影）



図5 記念塔に残る技の痕跡と貼り紙（維新百年記念公園記念塔付近。筆者撮影）

こうした、器物の存在においても維新百年記念公園は条件がそろっており、スポットとされていくこととなった。

#### 4.3 集団性の痕跡

このように、空間的条件がそろっていて器物もあることが、維新百年記念公園がスケート



スポットとなるに至った所与の条件である。ただし、こうした条件があることだけで、スケートスポットはスポットになるわけではない。それは記念塔周辺広場も同様である。

ここでまず関わってくるのが、2.4 で取り上げた、集団的であるというスケートボードの特性である。1人で滑れないこともないが、スケートボードは仲間と滑ることに価値を置くスポーツである。そのため、空間的条件がそろっていても、他のスケーターが来ないであろう場所は、スポットとしてはあまり好まれない<sup>8)</sup>。

そのため、他のスケーターが滑りに来る場なのかどうか、つまりは集団性の特性を満たせるかどうかということが、続いてのスポットとなりうる条件となってくる。こうした条件を満たすかどうかを、スケーターはまず、スポットに残る痕跡から判断する。

スポットに残る痕跡とは、例えば図4にあるような、器物の角等に残る何かしらの技をした跡を指す。こうした跡は、反復して当該器物に技をかけ続けなければ残らないため、濃い痕跡が残っている場合はそこにスケーターが常在することが推認されることとなる<sup>9)</sup>。

また加えて、貼り紙もこのことを判断する材料となる。貼り紙があるということは、それなりに継続してスケートボードが実践されていることを意味する。単にある日スケーターが来て、注意を受けるか何かしてキックアウトされ、二度と来なかった、ということでは貼り紙が貼られることはない。したがって、たとえそれが禁止を意味する貼り紙であっても、「ここはスケーターが（禁止の指示と何かしら付き合いながら）存在しているスポットである」と推認されることとなる。

またさらに、こうした推認は、複数の貼り紙の照合や、後述するような別の情報を通して、より確固たるものとなることもある。推認を確信化するための貼り紙の相互照合については、図2と図3が好例であろう。これらは共に野外音楽堂付近に存在する貼り紙である。図2だけ見ると、「スケボー乗らないで」と無限定で禁止されているような文言となっているために、野外音楽堂付近がスケートボード禁止であるように思われる。ただしすぐ近くに貼られている図3を見ると、「夜間」のみの禁止であることが分かる。こうした張り紙を相互に照らし合わせることにより、夜間でなければスケートボードは可能であり、かつ図2の「スケボー乗らないで」は、明記されていないが何かしらの限定がなされた禁止であると推認できることとなる。その上で図2を見ると、技をした痕跡がベンチに残っていること、ベンチに貼られた貼り紙であることが見えてくる。こうしたことをふまれば、図2は「(このベンチに) スケボー (で) 乗らないで」という貼り紙であると理解されるわけである。

3で言及したように、貼り紙が、たとえ貼り紙内に文章として明記されていなくても、それが貼られるに至った経緯や貼った人の思惑を推認することが可能となる、「ソーシャルナビゲーション」(Dieberger et al. 2000)の機能を有することは指摘されてきた(新垣・野島2004)。まさにこうしたソーシャルナビゲーションの機能は、スポットを形成しようとするスケーターが貼り紙を眺める際にも作動しており、スケーターは貼り紙も情報としながらそれが貼られた場がスポットになるかどうか判断を行い、スポットを形成していく。

#### 4.4 キックアウトの強度の痕跡

ただし一方で、貼り紙が貼られていたとしても、「ここはスポットになるな」というスケーターにとって都合のいい方向への推認が働くばかりとは限らない。貼り紙によっては、「ここはスポットにできないな」という推認が働くこともある。例えば図6は山口市民会館に貼られていた貼り紙である。



図6 「遊戯」を禁止する看板（山口市民会館。筆者撮影）

「遊戯」と表現されており、具体的にスケートボードが名指しされているわけではないが、スケートボードも「遊戯」の範疇に含まれるため、禁止対象とされることが推認される。さてその上で、この貼り紙において重要なのは、「警察に通報」の文面である。「警察」のような、場の管理者以外の権力機構が登場する可能性が示唆されることは、それだけ禁止・制限の意思が強いことを意味しており、貼り紙を張った主体の強硬さをうかがわせる。

また図7は、山口市民会館の外階段の手すりである。



図7 手すりに薄く残る技の痕跡（山口市民会館。筆者撮影）

この手すりにも痕跡があり、他のスケーターが技をかけたであろうことはうかがえる。ただその痕跡は非常に薄い。すなわち、4.3 で述べたこととは逆に、痕跡の薄さから、頻繁に技がかけられているわけではないことが推認されるわけであり、さらにこのことが、図6で示したような制限・禁止の強硬さの解釈にさらなる確証を与えることとなる。空間そのものとしてはスポットに適しているのだが、痕跡が薄いことから、「どうも管理者はかなり強硬だな（実際みんな滑っていないようだし禁止は口だけではないな）」ということが推認されるのである。

スケートボードは「与えられた場所や規則への反抗」（矢部 2009:192）を基盤に置くスポーツであり、禁止をかいくぐることに価値を置く傾向があるが、それでもやはり警察と対峙することには相当の覚悟が必要となる。そのため、普段スケートボードを楽しむ程度のスポットでは、警察の登場をうかがわせる文面があると、その場を敬遠する傾向が生じてくる。こうした、貼り紙等が示す禁止や制限の強度も、痕跡と合わせて判断されることによって、スポット足りうるかどうかを判断する材料として用いられることがある。

#### 4.5 管理者の対応

ここまでは貼り紙等を元にして、スポットが形成されるに至る過程を見てきたが、実際にスポットとされつつある場においてスケートボードが実践される過程において、管理者側とスケーターとのやり取りがなされることもある。そうしたこともまた、特に4.3 後半や4.4

で述べたような、推認が混じっている場合にはスポット足りうるかどうかの重要な情報とされることがある。

筆者が参与観察をしている際にもしばしば、維新百年記念公園の管理者がやってきて、スケーターと会話することがある。事後的に記録したフィールドノーツを元にするると以下のようなやり取りがなされてきた。

管理者：(T シャツを脱いで上半身裸で滑っているスケーターに近寄ってきて) ここで滑るのはいいんだけどさ。上裸になっちゃダメだよ。

スケーター：何ですか。暑いし仕方ないでしょ。

管理者：怖いって苦情が出るんだよね。スケボー禁止にしたいから分かってよ。

(2022年8月)

管理者：(筆者ともう1人のスケーターに寄ってきて) 記念塔にスケボーの跡があるんだけど、誰かあそこでスケボーしてない？ 記念塔を傷つけたら禁止にしなきゃいけないからさ<sup>10)</sup>。

スケーター：そういう技はあるけれど、やってるところ見たことないっすね。

管理者：あ、そう。じゃあ見かけたら注意してくれんかな。あんたたちもできなくなると困るでしょ。

筆者：うちらそれはやってないっすよ。

管理者：それは分かってるよ。

(2022年12月)

以上のように、スケートボードをしている中でスケーターが何かに抵触したと判断した場合は、それを禁止するために管理者がやってきて声をかける。ただしこうした声かけにおいては、スケートボードそのものを禁止するわけではなく、スケートボードの中での特定のふるまい(上半身裸になる)や、特定の技(この場合は壁を登る技)のみを限定的に禁止することが表明されているため、スケーターも表立って反抗することなく言われたことをとりあえずは守る<sup>11)</sup>。

このようにして、管理者とのやり取りを通して、推認の妥当性と実際の許容範囲が確認され、そこがスポット足りうるかどうか判断されていく。もちろんこの場合に、滑る上での魅力——空間的条件や集団性の実現可能性——が、制限される行為の魅力を下回る場合にはスケーターは来なくなり、その場はスポットではなくなる。維新百年記念公園は、滑る上での魅力が制限を上回っていることから、今もスポットとして成立しているわけである。

#### 4.6 公表された管理者の対応

4.5 で見たような、スケートボードをしている場において管理者が発することのみならず、

より公に示された管理者側の姿勢が、そこがスポット足りうるかどうかを判断する材料となることもある。

山口県施設管理財団は維新百年記念公園利用者に対する意識調査を行っており、その中にスケートボードに関わる利用者の意見と、それに対する財団側の応答が、「マナー対策」という分類で2つ掲載されている。抜粋すると以下の通りである。

表1 維新百年記念公園利用者からの要望と、管理者の対応(山口県施設管理財団 2021:15)

要望・意見	考え方・対応状況
スケボーの練習がシンボル塔付近でジャンプ等交えて練習しているが、散歩する者には危険が伴うので、良き場所がないものか？(利用日を限定?) 夏の花火(噴水近く) スケートボード(白い塔付近、夜板の音がうるさい)は残念です。	スケボーについては、公園の様々な利用を念頭に、ある程度の広さがある記念塔付近と昼間の野外音楽堂付近は認めていますので、ご理解願います。利用者には、危険な行為はもとより、他の利用者へ配慮するよう求めるなど、声かけをしていますので、危険な行為を見かけられたら、事務所に御連絡ください。
野外音楽堂を利用しますが、建物前のスペースでスケートボードをしている子ども(中・高生?)が非常に危険であると思います。スケートボードをやめさせて欲しい。ぶつかった際の責任は、子どもにとれないのではないのでしょうか。	

このように、公園管理者側が「認めています」と公に表明してもいるため、諸制約があるとはいえ、維新百年記念公園の記念塔広場付近と昼間の野外音楽堂がスポットであることがより確固たるものとして理解される。また同時に、これまでに見てきたような推認が間違っていなかったこともまた、これによって確認されることとなる<sup>12)</sup>。

## 5 考察

従来のスケートボード研究では、主に都市のスケーターに注目がなされつつ、都市のスケーターが都市においてスケートボードを実践しながら、都市のあり方をスケーターとして変容させていくプロセスが明らかにされてきた。

しかしながら本研究で示したように、スケーターは地方にも存在しており、また、地方においてもスケーター独自の仕方さまざまな場を眺め、そこがスポットとなるかどうか、空間的条件のみならずその場に存在する器物や貼り紙、管理・制限の強度を通して、スケートボードが許容される可能性を判断・推認しながらスケートボードを実践している。特に地方であれば、これまで注目されてきたような都市部のスケーターとは異なり、スポットの選択肢が限られている。限られた選択肢の中から、相対的に適した場をスポットとして形成しな

がら、スケートボードを実践しないといけないのが、地方のスケーターである。本研究は、こうした、地方という制限された環境下で暮らすスケーターの実態と、それを取り巻く地方の社会における他の主体との関わりを、スポットの形成という観点から明らかにした点で意義があろう。これをより抽象化して考えるならば、本研究で示されたことは、人々が、それぞれの生活様式の下で、自らの生活する空間を眺めその意味を理解し、周囲の人々と相互作用を行いながら、生活空間の意味を作り上げていく実践の一端を明らかにする上でも示唆を提供するものとなる。

またさらに別角度から考えれば、本研究が分析に用いた方法である、ソーシャルナビゲーションとしての貼り紙の研究に対する新たな示唆も得られる。これまでの研究においても、貼り紙等が作成者側の意図とは必ずしも一致しない形で読み取り側によって解釈されることが指摘されてきたが、読み取り側が解釈を下すに至る背景としての、読み取り側の内包した文化については言及がされてこなかった。そのため読み取り側の解釈の文化的規定性については、ほとんど明らかにされていない。しかし、スケーターがスケーターならではの貼り紙の読み方をするように、情報の解釈は読み手の文化に規定される。そうした、解釈を規定する新たな変数として、読み手の文化を導入することの重要性も本研究は示唆している。またその意味では、本研究で取り上げたような、スポットの貼り紙が、スケーター以外の利用者にどう読み取られているのかといったことの重要性も同時に見えてくる。

このように本研究は、維新百年記念公園という特定空間の、スケーターという特定集団に注目した狭いものではあるが、一方で今後検討されるべき課題を多く示唆するものであると言えようし、また、冒頭で取り上げたように山口市の施策に関わる可能性がある、社会的に重要な知見を提供するものである。

## 注

- 1) スケートボードというスポーツの本来の性質 (Borden 2001=2006; Wheaton 2013=2019) や、オリンピックの政治性に鑑みて、オリンピック種目になることの是非については議論があるし、筆者自身も賛同していないが、そのことはとりあえず措く。
- 2) 例えば <https://youtu.be/vzgbwlSKL98?t=342> など。
- 3) 他の利用者にスケートボードがぶつかる危険性を下げるという趣旨が大きいですが、他にもスケートボードが遠くまで飛んでいき遺失してしまうことを回避する趣旨もある。
- 4) 筆者と一緒に滑ることがしばしばあるスケーターの1人は、「公共の場所じゃないと滑りにくいですね」と語る。「公共性」「公共空間」といった固い理解というよりは、「他人の土地でスケートボードをするのは良くない」といったニュアンスであろうと筆者は理解している。なお、私的な場所が避けられるといっても例外はあり、ショッピングモールの駐車場などでは——特に客がいなくなった夜間に——スケートボードをするスケーターはそれなりにいる。厳密には私的空間であるが、実質的な公的空間としてショッピングモール等の駐車場は理解されているのだろう。

- 5) 例えば、趣味を同じくする仲間を地元で探すための掲示板「ジモティー」の山口版 (<https://jmtty.jp/yamaguchi>) を「スケボー」で検索すると、仲間を募集するスケーターの書き込みが（ごく少数ながら）見つかる。スケートボードは、スポーツの形態としては個人的ではあるが、実践のあり方としては集団的なことがここからも見て取れる。また加えて、山口県のような地方においては他のスケーターを探すコストの高さもうかがえる。
- 6) こういった点は先行研究ではそれほど触れられておらず、集団内での序列等が分析されることはあっても（例えば（田中 2016: 131-54））、集団が単一的であることは前提とされてきたと思われる。本研究でも主たる論点とはしないが、スケートボードの社会学的研究においては、下位集団のありように注目することもまた重要であろう。
- 7) 都市公園法の第 11 条に禁止行為が記されており、その中でも特に「都市公園を損傷し、又は汚損すること」に抵触するということになるのかもしれない。なお、「公衆の都市公園の利用に著しい支障を及ぼす恐れのある行為」も禁止行為としてあるが、この後に「政令で定めるもの」という但し書きが続くため、これは適用できないと思われる。したがって、いずれにしても、キックアウトが法的にきちんとした根拠があることであると即断できない部分が多いと思われる。ただしスケーターが訴訟を提起するといったことは知る限りないので、グレーゾーンとされたままである。
- 8) ただし、他のスケーターとの差異や卓越性を、特に技術面で示すために、「このスポットは自分しか知らない」「このスポットでこの技をできるのは自分しかいない」といった、秘密のスポット的なものを持つ傾向もなくはない（CINRA 2022）。ただしそれは自分の技術の高さを示すためのものであり、日常的に滑る意味でのスポットに関しては、誰にも知られていないことはむしろ敬遠される。
- 9) また、やや論点が変わるが、痕跡が残る器物の高さや形から、そこに集うスケーターの技能も——高い器物や、変則的な形の器物に跡が残る場合は、スケーターの技能が高い——推認できる。このように、「そこがスポットかどうか」に加えて、「そこにはスケーターがどの程度の頻度で集うのか」「そこに集うスケーターはどの程度上手なのか」「何の技をしているのか」といった判断の材料も、これらの痕跡が提供してくれる。
- 10) 図 5 で「この塔の側面」と名指されているのはまさにここで問題になっている塔の壁面のことであり、台座や記念碑が建っている広場は禁止範囲に含まれていない。したがって、台座に技をかけていようと広場で滑っていようと管理者から何も言われることはない（広場については本文中で引用したやり取りにあるように、許容されていることが明言されてもいる）。ただし、初めて維新百年記念公園に来るスケーターには「この塔の側面」が意味する範囲が確定しにくいいため、筆者を含めた普段からいるスケーターがそうした新来のスケーターから「ここで滑るのって大丈夫なんですか？」と尋ねられることもある。スポットの形成は、この意味でも、そこでスケートボード実践を積み重ねてきたスケーターだからこそ可能となるものである。
- 11) ただし、しばらく日が経つと、禁止された行為を意図的に抵触してみるスケーター

も現れ出し、管理者の動向をうかがいながら、制限の範囲が都度確認される。管理者側が何も言ってこなければ、「以前は注意されたが今は（あるいはまさに今この時においては）別に許容されるということであろう」と判断される。

12) 筆者以外のスケーターがこの調査結果を認識しているか疑問に思われるかもしれないが、筆者はこの調査結果を他のスケーターに伝えたことがあるので、少なくともその限りでは知られていると思われる。

## 文献

- 新垣紀子・野島久雄, 2004, 「問題解決におけるソーシャルナビゲーション：貼り紙の分析」『認知科学』11(3): 239-51.
- Borden, Iain, 2001, *Skateboarding, Space and The City: Architecture and the Body*, Berg Publishers: London. (=2006, 齋藤雅子・中川美穂・矢部恒彦訳, 『スケートボーディング、空間、都市』新曜社.)
- CINRA, 2022, 「街でのスケボーは『迷惑』か？社会との共生を目指し、都市をプッシュで駆ける Diaspora skateboards」(2023年1月13日取得, [https://www.cinra.net/article/202207-diasporaskateboards\\_kwtnc1](https://www.cinra.net/article/202207-diasporaskateboards_kwtnc1)).
- Dieberger, A., Dourish, P., Höök, K., Resnick, P., & Wexelblat, A., 2000, *Social navigation: techniques for building more usable systems*, “interactions”, 7 (6), 36-45.
- 維新百年記念公園, 2023, 「施設案内／園内マップ」(2023年1月13日取得, <https://www.ishin100.com/main/guide/>).
- 桑畑洋一郎, 2022, 「身体技法の教示と修得に関する一考察——スケートボードのハウトゥ動画を題材に」『異文化研究』16: 43-57.
- 田中研之輔, 2016, 『都市に刻む軌跡——スケートボーダーのエスノグラフィー』新曜社.
- Wheaton, Belinda, 2013, *The Cultural Politics of Lifestyle Sports*, Routledge: London. (=2019, 市井吉興・松島剛史・杉浦愛監訳, 『サーフィン・スケートボード・パルクール——ライフスタイルスポーツの文化と政治』ナカニシヤ出版.)
- 矢部恒彦, 2009, 「東京都の公園におけるスケボー場所の調査研究——スケボー活動場所に関する研究(その1)」『日本建築学会計画系論文集』74(635): 185-92.
- , 2012, 「スケーター達による公園広場の流用パーク化に関する事例的研究——スケボー活動場所に関する研究(その2)」『日本建築学会計画系論文集』77(672): 409-17.
- 山口県施設管理財団, 2021, 「維新公園利用者アンケート調査結果」(2023年1月13日取得, [https://www.ishin100.com/main/wp-content/uploads/ishinResearch2\\_2021.pdf](https://www.ishin100.com/main/wp-content/uploads/ishinResearch2_2021.pdf)).
- 山口市, 2022, 「山口市議会会議録 2022年09月13日：令和4年第4回定例会(3日目)本文」(2023年1月13日取得, <http://www.db-search.com/yamaguchi-c/index.php/9400910?Template=doc-all-frame&VoiceType=All>).

桑畑洋一郎：山口大学人文学部

E-mail : [kuwahata@yamaguchi-u.ac.jp](mailto:kuwahata@yamaguchi-u.ac.jp)